

行 財 政，県 民 所 得

昭和22年に地方自治法が制定され、行政の民主化のために強く地方分権の方針が示されたが、時を前後したシャープ勧告に基く地方税制改革で、独立税が強化されたにもかゝわらず、地方自治体の財政は年々赤字に追い込まれる傾向になつた。

本県の財政事情をみると、遺憾ながら富裕県というには程遠く、昭和30年度決算額よれば 117億円に及ぶ才入額の25.9%を地方交付税、31.6%を国庫支出金で支え、県税収入は18%に過ぎないのである。一方、124億円の支出額は42.7%が教育費、12.9%が土木費であり、次いで産業経済費に10.3%を支出している。

市町村財政も同様に逼迫して赤字財政に悩むところもあり、昭和30年度の地方債発行額は、市町村才入総額の 6.8%に当る5億6千万円となつてゐる。このような起債の多くは、生産または採算の伴はない事業のための投資で、近々数年間の償還には更に大きな才出を必要とするから、結局、地方財政の健全化を図る道は、不要不急費の支出引継め以外にないようである。

県民所得とは、県内で一定期間に生産された生産物の価格を合計し、この総生産額から消費した原料、資本設備の損耗費と半製品等の価格を差引いたもので、これが県民の経済活動に伴つて「生産」「分配」「消費」と絶えず循還している。この三つの各過程で把握したものを、それぞれ「生産県民所得」「分配県民所得」「県民支出」と呼んでいる。即ち、県民所得統計は県の経済力を所得の形で示したもので、これにより県経済力の高低、発展の速度、産業構造の変せん、所得分布の状況や税負担能力、県民の生活水準等を知ることができ、結果は広く利用されている。

昭和29年の本県県民所得は 1200億円で、国民所得6兆1千億円の2%に当る。これを1人当たりでみると、全国の6万9千円が本県では5万6千円と低くなつてゐる。これは、本県の産業構成が所得の低い農林水産業に強くたよつてゐるためである。